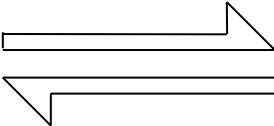


ワシントン条約附属書 II 掲載動植物に係る貨物の再輸出

輸入者
【荷受人】



輸入国管理当局等

※輸入国によっては、輸入前に事前の手続きが必要な場合があります。事前に輸入者を通じて確認することをおすすめします。

⑤CITEES輸出許可書(正)及び貨物の送付

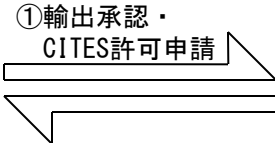
輸出者
【申請者】

提出書類

- ◇輸出承認・許可申請
 - ▽輸出承認申請書
 - ▽輸出承認申請説明書
 - ▽輸出契約書
 - ▽日本国許可・証明（申請）書（CITES許可書）
 - ▽通関済み輸入通関申告書（輸入許可通知書）
 - ▽残高を証する書面*1
 - ▽輸入時に相手国管理当局が発行した輸出許可書（CITES許可書）の写し
 - ▽販売/譲渡証明書*2
 - ▽チョウザメ目の種の加工された未受精卵（キャビア）を日本で容器に包装した場合、キャビア再輸出のための施設登録書の写し
 - ▽その他（研究計画を証する書類、加工品の場合含有量を示す成分表等）

*1 輸入の際の性質及び形状が変わっていないものを再輸出する場合で、輸入者＝輸出者場合のみ

*2 輸入者と再輸出者が異なる場合のみ



日本国管理当局
【経済産業省】

◇経済産業省は次の事項を確認

- (a) 輸入時に輸出国管理当局が条約に基づき輸出を認めたものであることが確認できること
- (b) 動植物の保護に関する法律に違反していないこと

等

①輸出承認・CITES許可申請

②輸出承認書
CITES輸出許可書の発給



日本国税関当局
【財務省】

◇提出書類の確認等